

警察庁丙捜二発第21号

平成4年10月16日

各都道府県警察の長
殿
北海道警察各方面本部長

(参考送付先)

各管区警察局長

警察庁刑事局長

知能犯指定捜査員制度モデル要綱の策定について

公判における事実認定や証拠評価の一層の厳格化、弁護活動の活発化等、捜査を取り巻く環境が年々厳しさを増していることに伴い、贈収賄事件や企業犯等の重要知能犯の捜査を遂げるためには、従来にもまして質量ともに十分な捜査体制を確保することが不可欠な状況となっている。また、特に近年の我が国経済の急速な拡大により各種取引の大型化、複雑化等に伴い、これまでにない大型の企業犯の発生をしているところでもある。

このような厳しい現状に対処するためには、第一線の限られた知能犯捜査力をこれまで以上に組織として機動的に集中運用し得る仕組みを整えることが喫緊の課題となっている。

知能犯捜査体制については、これまで各都道府県において見直しを進めてきたところであるが、この度、知能犯捜査に熟練した捜査員及び知能犯捜査に有用な技能を有する捜査員を集中運用し、贈収賄事件や大型企業犯等における迅速かつ緻密な捜査に資することを内容とした「知能犯指定捜査員制度モデル要綱」（以下「モデル要綱」という。）を別添のとおり策定したので、各都道府県警察にあっては本モデル要綱を参考の上、それぞれの実情に合った知能犯捜査力確保のための仕組みを確立されたい。

知能犯指定捜査員制度モデル要綱

第1 趣旨

この要綱は、贈収賄事件、企業犯等の重要知能犯に対して、知能犯捜査力を機動的に集中運用することにより迅速かつ緻密な捜査を推進するため、警察署の捜査員の中から知能犯の捜査経験を有する者、知能犯の捜査に有用な技能を有する者等をあらかじめ知能犯指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）として指定し、もって実際の事件捜査に当たって当該事件の拠点警察署（以下「拠点署」という。）又は警察本部捜査第二課（以下「捜査二課」という。）に派遣する制度に関し、必要な事項を定める。

第2 対象事件

指定捜査員の派遣対象事件は、贈収賄事件、企業犯等の重要知能犯事件のうち、当該事件を検挙するために知能犯捜査力を集中的に動員する必要があるものとする。

第3 選抜

1 推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、警察本部捜査第二課長（以下「捜査二課長」という。）と協議の上、別記様式に定められた定数に従い推薦すべき捜査員を決定し、知能犯指定捜査員推薦書により、警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

2 推薦の基準

署長は、指定捜査員の推薦に当たっては、次の基準を満たした適格者を推薦するものとする。

- (1) 警部補以下の階級にある者
- (2) 現に知能犯捜査に従事している者又は過去に捜査二課における知能犯捜査の経験を有する者若しくは簿記資格等知能犯捜査に有用な特殊技能を有する者
- (3) 勤務意欲がおう盛でかつ身体強健な者

第4 指定

本部長は、署長が推薦した者の中から指定捜査員を指定し、当該捜査員に対し「知能犯指定捜査員指定書」を交付し、署長に通知するものとする。

第5 指定の変更

1 後任者の推薦

署長は、指定捜査員の指定を継続することが不適当と認める場合には、捜査二課長と協議し後任者を推薦した上で、本部長に指定捜査員の変更の申請を行うものとする。

2 変更の事由

変更の事由は、次に該当するものとする。

- (1) 人事異動により、所属が変更になった場合
- (2) 健康上の理由から指定を継続することが不可能と認められる場合
- (3) その他の事由により、署長が指定を継続することが不適当と認めた場合

3 変更手続

本部長は、署長から変更の申請があった場合には、指定を解除する者には、「知能犯指定捜査員解除通知書」を交付し、新たに指定する者には、「知能犯指定捜査員指定書」を交付し、署長に通知するものとする。

第6 派遣の要請

1 捜査を拠点署が主宰する場合

拠点署の署長は、捜査二課長と協議の上、当該事件の捜査を迅速かつ緻密に推進する必要があると認める場合には、刑事部長に対し、指定捜査員の派遣要請を行うものとする。

2 捜査を捜査二課が主宰する場合

捜査二課長は、当該事件の捜査を迅速かつ緻密に推進する必要があると認める場合には、刑事部長に対し、指定捜査員の派遣要請を行うものとする。

第7 派遣の決定

1 派遣の要否等の決定

刑事部長は、拠点署の署長又は捜査二課長の要請があったときは、これらの者と協議の上、事件の規模、性格その他の状況に応じて、指定捜査員の派遣の要否及び必要人員を決定するものとする。

2 派遣捜査員の決定

刑事部長は、指定捜査員の派遣を決定したときは、指定捜査員が所属する警察署（以下「派遣署」という。）の署長と協議の上、指定捜査員の中から現に派遣する者を決定するものとする。

第8 派遣期間等

指定捜査員の派遣期間は、原則として1箇月以下とする。

ただし、刑事部長は、当該事件の規模、性格その他の状況に応じて、派遣署の署長と協議の上、上記の期間を超えて指定捜査員を派遣することができるものとする。

第9 運用等

1 指定捜査員の指揮監督

派遣された指定捜査員は、拠点署の署長又は捜査二課長の指揮監督を受けるものとする。

2 指定捜査員の運用

拠点署の署長又は捜査二課長は、派遣された指定捜査員の技能・特性を十分に發揮できるよう、適切かつ効果的な運用に努めなければならない。

第10 派遣の解除

刑事部長は、拠点署の署長及び捜査二課長と協議の上、当該事件の捜査の進展状況等から指定捜査員の派遣の必要がなくなったと認めるときは、指定捜査員の派遣を解除するものとする。

第11 研修会等の開催

捜査二課長は、知識・技能の向上を図るため、指定捜査員に対して、隨時、研修会、事件検討会等を開催するものとする。

第12 事務担当課

この要綱に関する事務は、捜査二課において行うものとする。